

行政監査の結果（主なもの）

社会福祉法人等に対する監査

実施日	2017年12月14日
根拠法令	社会福祉法 第56条、老人福祉法 第18条第2項、児童福祉法 第21条の5の21、介護保険法 第24条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第11条、81条
対象種別	社会福祉法人、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、就労継続A型事業、指定障害児通所支援事業
実施官庁	千葉県
実施場所	社会福祉法人 福祉楽団（千葉県香取市沢2459番1） 杜の家くりもと（千葉県香取市岩部869番60） 杜の家なりた（千葉県成田市下方686番1）
監査結果	以下のとおり

社会福祉法人 福祉楽団

指摘事項

【評議員並びに理事及び監事】

1. 評議員並びに理事監事の選任（再任を含む。）に当たり、欠格事由に該当しないこと、及び暴力団員等反社会的勢力の者でないことについて、誓約書等の書面で確認すること。

改善報告欄

誓約書に暴力団員等反社会的勢力の者でないことについて追記し、作成しました。平成30年1月16日臨時評議員会で指導監査の報告及び、改善事項を説明し、評議員より誓約書を受領し確認しました。平成30年1月24日の理事会で指導監査の報告及び、改善事項を説明し、理事、監事より誓約書を受領し確認しました。

ショートステイ 杜の家なりた

報告を要しない指摘事項

【運営に関する事項／運営規程】

1. 運営規程第4条「職員の職種、員数及び職務内容」中の介護職員数を実態に即した員数に訂正すること。
2. 運営規程第12条「通常の送迎の実施地域」中「佐倉市の一部」を客観的に区域がわかるような記載に訂正すること。

訪問介護ステーション 杜の家くりもと

報告を要しない指摘事項

【運営に関する事項／運営規程】

運営規程第8条中、「1割」を「介護保険負担割合証に定める割合」に変更すること。

就労継続支援A型事業所 栗源協働支援センター

報告を要しない指摘事項

【運営に関する事項／運営規程】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第88号）の一部改正に伴う運営規程の変更が行われていないので、早期に変更手続きを行うこと。

子どもデイサービスセンター 杜の家なりた

報告を要しない指摘事項

【運営に関する基準／運営規程】

運営規程について、以下のとおり修正すること。なお、運営規程を変更する場合は、県障害福祉事業課と事前協議の上変更届を提出すること。

1. 第4条に規定されている職員の員数について、実態と相違しているので、実態に合わせて修正すること。
2. 第5条に規定されている営業時間について、実態と相違しているので、実態に合わせて修正すること。
3. 第9条に規定されている保護者から受領する費用の種類およびその額について、一部遺漏が見受けられたので、修正すること。
4. 第10条に規定されている通常の事業の実施地域について、「佐倉市の一部」を客観的に区域がわかるような記載にすること。

【運営に関する基準／放課後等デイサービス計画の作成等】

通所給付決定保護者及び障害児に対する放課後等デイサービス計画の説明及び同意は、サービス提供前に行うこと。